

会 議 録

| | | | | |
|------------------------|-----|---|------|----|
| 会議名 (審議会等名) | | 平成24年度 第1回 川西市男女共同参画審議会 | | |
| 事務局 (担当課) | | 市民生活部 市民環境室 地域・相談課 (内線2425) | | |
| 開催日時 | | 平成24年5月14日(月) 18時30分~20時30分 | | |
| 開催場所 | | 川西市役所 2階 202会議室 | | |
| 出席者 | 委員 | 秋田修一委員 上杉孝實委員 高島進子委員 高山和也委員 武田 典子委員 中井成郷委員 西尾 亜希子委員 宮坂満貴子委員 山本眞佐美委員 和田聡子委員 (五十音順) | | |
| | その他 | | | |
| | 事務局 | 市民生活部市民環境室長 仲岡博明 地域・相談課長 小倉 光 同課長補佐 田中 肇 同囑託職員 赤松京子 (指定管理者)男女共同参画センター チーフスタッフ 藤森啓子 | | |
| 傍聴の可否 | | 可 | 傍聴者数 | 1人 |
| 傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由 | | | | |
| 会議次第 | | 議題1 「川西市男女共同参画プランの見直し(答申)」の素案について 議題2 その他 | | |
| 審議結果 | | 別紙のとおり | | |

審 議 経 過

【事務局】皆さん、こんばんは。ただ今から、平成24年度第1回川西市男女共同参画審議会を始めさせていただきます。本日は、何かとお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、これより会の進行は高島会長にお願いしたいと思います。高島会長、よろしくお願いいたします。

【会長】こんばんは。早速ですけれども、協議事項に入りたいと思います。

川西市男女共同参画プランの見直しの素案でございますが、2月7日以来、全体会議はこれで2度目になりまして、この間、作業部会を3回致しました。その作業部会の経過報告を部会長からさせていただきます。まずそれをお聞きください。

【部会長】皆様、こんばんは。今、会長に言っていただきましたように、プラン改定作業部会というものを設けまして、2月21日、3月22日、4月24日というように、ひと月に1回ペースでプラン改定作業部会を行ってまいりました。

それで経過報告ということで、第1回目といたしましては、最終的に皆様のお手元にある、こちらの「たたき台」というこちらの本文と具体的施策・主な指標・用語解説と、こちらの2冊につきましては、3回の改定プラン作業部会を受けまして、事務局の方にその内容を盛り込んでいただいたものとして、今日は皆さんにあとでご審議さらにしていただくということになりますが、一応こちら、盛り込んだものとして今皆様のお手元にございます。

それで、2月21日につきましては、こちらの「たたき台」(本文)を見ていただいたらと思いますが、こちらの、9ページ「基本理念」と「重点課題」というところがございますけれども、一応この基本理念は、我々、改訂作業部会の部会員の方で、最終的に決めた理念でございますが、こちらの方を2月21日にまず検討したもので、そして「重点課題」の4項目ですね、こちらに関しまして、2月21日にしっかりと皆さんで検討いたしました。そして、次に11ページのところで施策体系、折り込んでA3ですね、この施策の体系案をしっかりとベースにして作業を進めて行くという意味で、先ほどの理念と重点課題を検討しましてから、こちらの体系案をずいぶん皆さんと、基本目標、基本課題、施策の方向で、だいたいこういうのでいいだろうかということをしっかり詰めさせていただきました。それで、これは結構時間のかかる作業でございましたので、内容というよりはこういう、行けるだろうかという項目と、それからどういうものをしっかりと入れて行くかということをお話し合いをしまして、2月21日は一応おわりました。

それで、特に基本目標の5、「配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶」ということにつきましては、我々、作業部会委員は、やはり専門的な知識ということと川西の今の現状というものをやはりもっと詳しく知っておく必要があるということで、実際に携わってらっしゃる方に、専門家として西尾委員がいらっしゃるわけですけれども、実際に携わってらっしゃる方として、現場の方にご意見を聞こうではないかという会長の貴重なご発案がございまして、当初プラン改定作業部会

は2回だけということだったんですけれども、1回はこのDVに関してはもうちょっと川西らしい案、しっかりとしたものをということで、3月22日の第2回につきましては、基本目標5のDVに関する具体的な内容を、お三方といいますか、男女共同参画センターの専門相談員の方に実際に来ていただきまして、どのようなご相談があるだとか、これからのご要望であるとかご意見であるとか、進捗とか、そういうものをご説明いただきました。そして、実際に被害者の方と向き合っ
てらっしゃる団体、実際に被害に遭われたという方が組織を作ってらっしゃる、非常にかなり緊迫した内容ではございましたけれども、そういうご意見を拝聴できたことは、我々、部会員も非常に勉強になりまして、今日皆さんに見ていただいている「たたき台」にもできる限り盛り込めたのではないかと考えております。

そして、役所の中でも「子育て・家庭支援課」という課がございますけれども、市の組織も縦割りということで、実はDVで、子どもがいらして、実際にどこかシェルターに行くとか、いろんな子育て過程のプロセスの中でこのDV問題も起こるといえることがございますので、実際にこちらの職員の方がいろいろ懇切丁寧にご説明を下さった次第でございます。

それで、こういうような経緯で3月22日は基本目標5のところをかなり詰めたということでございまして、その日はだいたい我々の方もそのお話を受けて質問をさせていただいたりした次第でございます。

そして、4月24日でございますけれども、こちらの方はむしろ、すべて本文、指標、具体的施策ということで、すべてのものにつきましてかなり皆様とお話し合いをさせていただいたということで、今日の、こちらの「具体的施策・主な指標・用語解説」となっていますが、こちらの方は事務局の方、かなりご尽力いただいたと思います。と申しますのは、4月24日の段階では、かなり、作業部会員の方々も、用語解説のところの定義が曖昧だという話で、かなり表現をもう少し折り込んでくださいということで、用語解説をかなり最新の内容に変えてほしいというご意見、それから具体的施策の中でも、もうちょっとこの辺は積極的な姿勢を見せてほしいという部分ですとか、あと文言ですね、そういうところを中心に見ていただいたということで、皆さんもかなりまんべんなく広いところから、貴重なご意見を賜りまして、事務局側には短期間ではございますが、今日のこちらのたたき台に盛り込んでいただいたと思います。

それで、付録にこちらの基本目標のイメージ図というのがついてあったと思いますが、こちらの方は答申に入れる、入れないという、そういうものではございません。むしろ皆さんにイメージを持っていただくということで、基本目標1から6の、だいたいイメージ図ですね、少しビジュアル的に皆さんに、理念に向かって行く一つのイメージ図を少し持っていただくという、この辺も少し3回の部会の中で、皆さんにご意見を賜りまして、今日でまたご審議いただくことになるかも知れませんが、我々の方でここまでを作り上げたということでございまして、今日は会長の方にあとの司会進行はお任せいたしますけれども、3回分の部会の報告につきましては、以上でございます。

【会長】ありがとうございました。それではプランの素案について事務局の方からご報告をお願いいたします。

【事務局】それでは、「第3次 川西市男女共同参画プラン」のたたき台につきましてご説明させていただきます。

たたき台(本文)と書いております分の12ページの次のページ、A3になりますが、「施策の体系案」というのをご覧いただけますでしょうか。

まず、訂正をお願いしたいんですけれども、基本課題12のところの施策の方向に「事業者への啓発の推進」があると思いますが、これは入れる場所を間違っておりまして、正しくは基本課題10の「DV防止に向けた啓発・教育の徹底」のところに入れるべきものですので、すみませんが、基本課題10の として入れていただきますようお願いいたします。

それでは説明をさせていただきます。全体会議で「施策の体系案」をご審議いただきますのは2回目、その他本文等につきましては初めてのことになりますが、今、部会長の方からいろいろ経過報告をしていただいたのですが、過去3回、プラン改定作業部会を開いていただきまして、たくさんのご指摘、ご意見、修正箇所をいただきまして、そのすべての部分をご報告、ご説明することは時間的にできませんので、主に、前回のプラン改定作業部会でいただきましたご意見のうち施策の体系案と本文の内容に絞りましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、施策の体系案ですけれども、基本理念のところをちょっと見ていただきたいんですけれども、基本理念としましては、「個人の尊厳を大切に、家庭・地域・職場の喜びと責任を男女ともに分かち合い、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」ということで作業部会では決めていただいております。「男女ともに」のところは、「ともに」を漢字にするのか、ひらがなにするのかということまでは部会の方では特にお話はなかったと思っておりますので、一応ひらがなで記載させていただきます。

続きまして、基本目標について、2月7日の全体会議の時の事務局案では五つでしたが、「女性のエンパワーメントの推進」を基本目標の一角に置くべきではないかのご意見が出され、そのようにお決めいただきましたので、合計で六つの基本目標をあげさせていただきます。上から順番に「男女共同参画についての理解の促進」、「女性のエンパワーメントの推進」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」、「男女が安全で安心して暮らせる環境づくり」、「配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶(川西市配偶者等からの暴力対策基本計画)」、「男女共同参画施策の推進と進行管理」と記載させていただきます。

続きまして、基本課題ですが、前回の作業部会で「~の推進」「~の促進」というような表現がどうしても多くなりますので、「~のさらなる展開」「~の徹底」などの表現に置き換えられないか、そのようにしてはどうかというご意見をいただきましたので、一部、そのように変更をさせていただきます。

基本目標1の「男女共同参画についての理解の促進」につきましては、基本課題が二つありまして、「男女共同参画に関する広報・啓発活動のさらなる展開」、「男女共同参画に関する教育の徹底」としてあります。基本目標2の「女性のエンパワーメントの推進」につきましては、「政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進」、「危機管理と国際的視点による男女共同参画の推進」、基本目標3の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」につきましては、「働く場における男女共同参画の促進」、「男女とものワーク・ライフ・バランスの推進」、基本目標4の「男女が安全で安心して暮らせる環境づくり」につきましては、「性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護」、「ライフステージに応じた健康づくりの支援」、「さまざまな暴力の根絶」、基本目標5の「配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶」につきましては、「DV防止に向けた啓発・教育の徹底」、「相談体制の整備」、「被害者の安全確保」、「被害者の自立支援」、「推進体制の整備」、基本目標6の「男女共同参画施策の推進と進行管理」につきましては、「男女共同参画の施策推進体制の強化」、「市民参画の体制整備」としてあります。

次に、施策の方向についてですけれども、基本課題6の「男女とものワーク・ライフ・バランスの推進」のところですが、前回の作業部会のたたき台では「ワーク・ライフ・バランスの普及促進」、

「子育て支援体制の整備」、「介護支援体制の整備」、「庁内推進体制の整備」としておりましたが、事業所への働きかけや、男性にも分かるような男女共同参画の推進を盛り込むべきであるとのご意見をいただきましたので、そこを変えさせていただきました、「一人ひとりの働き方の見直しの促進」、「事業所に対する啓発の推進」、「子育て・介護支援体制の整備」、「庁内推進体制の整備」の四つを挙げさせていただいております。

また、基本課題10の「DV防止に向けた啓発・教育の徹底」のところでは、前回の作業部会のたたき台では「市民（家庭・地域）、事業者への啓発の推進」、「学校等での啓発・教育の推進」としておりましたが、3月22日の作業部会で、DV被害者の支援を続けておられるクローバーの会さんのお話をお伺いする中で、被害者の方が、職場にいる時が一番安心できるということをおっしゃられたことがあるということも伺いましたので、市民への啓発と事業者への啓発は分けて考えるべきではないかとのご意見をいただきましたので、先ほど修正をお願いしましたように、「市民（家庭・地域）への啓発の推進」、「小学校等での啓発・教育の推進」、「事業者への啓発の推進」の三つに変更させていただいております。

次に本文ですが、本文については、前回の作業部会で、特に基本目標3の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」につきまして多くのご意見をいただきました。

21ページをご覧くださいませでしょうか。

今ここにあります文章は、前回の作業部会のときと変えてるんですけども、前回までは大半が国の第3次男女共同参画基本計画のコピーでしたので、そこを事務局なりに考えてまして変更をさせていただいております。

次に22ページをご覧ください。上から三つ目の黒丸のところですけども、前回の作業部会のときに、ここでもご意見いただいたんですけども、若年失業者や非正規労働者が増加する中で、市としての支援方法等を考えて盛り込む必要があるんじゃないかとのご指摘をいただきました。それと、就職活動に失敗し自殺する若者がふえているとの情報提供もいただきましたので、そのような内容の文章を追加させていただいております。

続きまして23ページをご覧ください。上から二つ目と三つ目の黒丸のところなんですけれども、前回の作業部会では、事務局案ではワーク・ライフ・バランスに関する庁内推進体制の整備に特化されているような感がありますというようなご指摘がありまして、男性にも分かるような男女共同参画の推進や、事業所が働き方を変えていくような啓発をしていくといった観点を文章の中に盛り込むべきではないかというご指摘をいただきましたので、そのような文書を追加させていただいております。

次に、少しページが前後するんですけども、17ページをご覧ください。一つ目と二つ目の黒丸のところなんですけれども、男女別名簿とか指導的立場の教職員に女性がいないということは、それ自体が隠れたカリキュラムであるので、そういうことを前面に出していく必要があるのではないかというご意見やいろんな情報提供をいただきましたので、そのような内容の文章に変更しております。それと、たたき台、本文の方ではなくて具体的施策・主な指標・用語解説の方の52ページをご覧くださいませんですけども、用語解説につきましても、54番に「隠れたカリキュラム」というのがあるんですけども、それにつきましても現行プランよりもさらに詳しい内容に変更させていただいております。

また、同じ用語解説の45ページをご覧くださいませでしょうか。15番の「ジェンダー」という言葉がありますけれども、社会的性別と一般的には言われていますけれども、それだけではなくて、性に関わる差別・被差別関係、権力関係、支配関係を問題視する概念であるとのご指摘や情報

提供をいただきましたので、そのような文言を追加させていただいております。

プランのたたき台についての説明は、簡単ですが以上とさせていただきます。

それから、たたき台の本文につきましては、答申と重複する部分ということになりますので、実際の答申につきましてはこの本文から答申案を作成させていただくということになります。また、具体的施策につきましては、現状のプランでは非常に具体的施策が多いというふうなことがご指摘もいただいていますし、実際、職員としてやっていく上でも、非常に多岐にわたり過ぎているなどという感じを持っていますので、できるだけポイントを絞ったプランとなりますように、今後、取捨選択等を行いまして、概ねですけれども一つの「施策の方向」につき、二つから三つの「具体的施策」になるようにしていきたいなというふうには考えております。その上で、今後、担当所管と調整を行いながら、具体的施策を決定していきたいなと思っています。

それで前回の作業部会でも、例えば具体的施策の表現ですけれども、何々に努めますとか何々を図りますとかというような表現だと、具体的にどうしていくのかわからない。逆にこういうことを徹底しますとかというような表現だったら非常に分かりやすいというようなご指摘もいただいていますので、具体的施策を固めて行く中では、できるだけそういうふうな表現にしていきたいなと考えております。

説明は以上とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。それでは、今から1時間半ぐらい、皆さんから質問を出していただいたり、ご意見を申し出ていただきたいと思います。

まず一番最初に、作業部会に出席なさらなかった方々、色々なことをお気づきになった点があるかと思いますが、まず…。

【委員】その前に修正しておかなければいけないところが1カ所ありましたので、本文の15ページのところには人権教育・啓発に関する基本計画というものが出てきて、それから人権教育のための世界プログラムというのがありますよね。ところが、解説の方の46ページには、人権教育のための世界プログラムではなくてですね、国連持続可能な開発のための教育の10年になってしまっているんですね。つまり人権教育のための世界プログラムの説明ではないものが入ってしまっている。ここはちょっと修正する必要があるので、ちょっと皆さんにその点だけ。

【事務局】はい、すみません。

【会長】ありがとうございました。それでは、作業部会に出席されてなかった方、まとめてご意見を伺いたいと思いますけれども。

【委員】すごく単純に気になったのがね、17ページの男女混合名簿というものの現状を知らなかったなと思って、それをもし知ってはったら聞いてみたかったなというのが一つと、基本課題5の22ページ、自営業同士のネットワークの形成、サポート体制づくりが必要だととらえている、このイメージがちょっと分からなかったので、どういうものを描かれているのか、どういうことをしようとしているのか、その辺を一度聞いてみたいと思いました。

あとはだいたい分かったので、DVにもものすごく今回重きを置いているなというのが明確に出ているので、それはそれではっきりしてしっかりしていいんじゃないかなという感想を持ちました。

【会長】今の2点について事務局から。

【事務局】固有名詞を出して何ですが、東谷と南中ということで聞いておったんですが、ちょっと状況が変わっていたら申し訳ないですけども、中学校で2校です。

【委員】結局、それが全部されていたらこういうものは必要ないなと思ってたんですけども、残っているのであればこういう項目が必要かも知れないですが、実際これについての認識を学校側はどういうふうに持っておられるのか。この点だけは確認した上で載せていかないと、指摘している内容と実情が合わないということになってくると隠れたカリキュラム、現実に隠れたカリキュラムになっているのであればね、これは大問題じゃない、是正してもらうためにこういうのはきっちり載せて、提唱していかないといけないと思うのですが、その辺の確認をされているのかどうか、そこをお聞かせいただけますか。

【会長】なぜ混合名簿になさらないかということですね。

【委員】そうですね。そこは何か理由がね、はっきりしているのであればですね、隠れたカリキュラムというものの認識もされた上で、あえてそれをしようとするならば、何かそこに意味を持ってはるんならば分かるんですが。

【事務局】以前お聞きした状況なんですけれども、事務が煩雑になるというようなことは聞いた記憶があります。

【委員】エクセルで一発でできるのに、事務が煩雑ですか。そうですか、分かりました。

【会長】でもここに書いておく必要はありますね。

【委員】ありますね。

【会長】もう1点、22ページでしたでしょうか。

【委員】はい、自営業同士のネットワークの形成と情報提供、こういう機会の確保。自営業同士のネットワークの形成と情報提供、働く条件の向上が図れるようなサポート体制づくりというものはちょっと思い描くことができなかつたのですが、いったいどういうことを想定されたのか。僕も自営業をやってますので、中井委員も自営業をされているのでね、中井委員と僕を思い描きながら、えっ、これはどういうこと…。

【会長】それはやっぱり事業所内で、男女共同参画がどの程度進んでいるかとか、あるいはどういふところら辺がそれに達しないか、どういう工夫がなされているかとか、そういうことについてお互いに意見を交流して、男女共同参画がより一歩でも前進するように交流を深めてもらいたいというような意味だろうと思いますけれども。

【委員】でも、商工会とかJAですね。

【委員】むしろ問題になったのは農家とか、個人商店とか、そういうところじゃなかったですか。いわゆる事業所…。

【会長】事業所じゃないですね、自営業ですね。

【委員】事業所の方はもう書いてあるんです。もちろん 事業者という表現をした場合も自営主も入りますよね、それでいいんだけど、農家とか商家とかが見落とされはしないかということでこれは入ったんじゃないんですか。

【委員】少し想像してたんですけどね、今委員が言われたように、農家ということになると、確かに男性と女性の役割というのは、ものすごく明確であったり、決まっているものがあったりして、もう少し啓発をしっかりとしていかないと、そういう手を差し延べていかなければいけないのではないかということが想像できるのですが、逆に僕はコンビニを経営している関係上、コンビニという場所は完全に男女共同参画を当然のこのように実施されていますので、そこのお店と、そういうことをやっているお店と、ネットワークをどういうふうに形成をするのかと言われると、ちょっと想像ができへんかったんですね。

それで、何らかの働きかけをしていく仕組みづくりということは、これは理解をできるのですが、その事業所同士がネットワークを構築しなければならないと言われてもですね、たぶんかなり難しい、現実的には難しい話になるだろうなど。だから、大きく商工会というところに加わっているとか、そういう組織や団体とかと、上手に連絡をとりながら啓発をしていく、これは分かるんです。こういうのはむしろやるべきだろうと思うし、そういうやり方が一番早いだろうと思いますが、事業所同士がやらなければならない、ネットワークを形成しなければならないと言われると、ちょっと可能かしらん、かなり絵に描いた餅状態かなという、文書だけの先走りで見えない、なってしまうなど、そう感じたんですけども。

【会長】現実に即した表現に変えたらどうでしょうか。

【委員】イメージが描けないんですよ。ちょっと僕はそう感じました。

【事務局】前回の計画に入っているものをそのまま挙げているんですけども、いろいろな検討ができていないというのはあるかも知れませんが、おっしゃるとおりでまた検討します。

【委員】私は細かいことはよく分かりませんが、随分詰められたんだなということを感じましたのと、先ほどおっしゃったように、ちょうど私がPTAをやっているところはまだまだ男女混合名簿だったので、今はどういう状態なのかなというのを伺いして分かったんですけども。

それと今おっしゃっていた農家、私も農家ですので、農家がそうなのかしらんというふうな、エッという感覚もちょっとあるので、どうなんだろうね、皆農家がそうだとは思えませんし、なかなか個々のケースというのはそれぞれ違うと思いますので、一括りには言えない部分で、こういう

問題って難しいなと思いました。一まとめにされちゃうと、あれっ、そうっていうふうな部分もね、それはどのケースもそうだと思いますけどね、ちょっと思いました。

【委員】私もちょっと疑問な点がございましたので、何点かお尋ねしたいと思いますけれども、22ページですね、本文の方の、下から二つ目の黒丸ですが、これは事業者に対して男女共同参画の部分で女性の就労を促進するというようなことかなと思うんですけども、それが、そのモチベーションを上げるために、川西市中小企業勤労者福祉サービスセンターに入ること、健康診断ね、これは市の補助金が出てやっているわけですけども、これが項目に入るかどうかというのがちょっと疑問なんです。事業者に対してモチベーションを持っていただくという部分においては、やっぱりもっと具体的で効果があるものを支援として行っていただきたいなという思いがありますので、ですから、行政サービスですよ、そういう部分、これが果たして男女共同参画の促進に当てはまるのかどうかというところです。

もっと女性の就労について、もうちょっとインセンティブ制度みたいな、そういうような部分で、行政が取り組んでもらえないものかなと思いましたので、そこのところと、それから次のページの23ページですね、上から三つ目の黒丸ですね、これはやっぱり女性対象のワーク・ライフ・バランスの中で、女性の就労の支援をしていく、職業というか、就業の中での支援というものを厚くしていかなければいけないという部分だと思いますけれども、これの具体的な部分ですね、具体的な部分がどのように論じられているのかというところなんですけれども、それはこちらの用語解説の方ですね、具体的施策の38ページ、評価指標というものを決めて、その目標に向かって行動していこうというところがあると思うんですけども、一番下のマスですね、基本目標3のところですが、その部分の育児休暇とか介護休暇というもののパーセンテージを上げていく目標を掲げていますけれども、これは果たして具体的などのような施策の中に取り込まれていくのかというところをお願いしたいと思います。

それから同じページの下から四つ目のマスですね、市職員の管理職に占める女性の割合というものの、これもやはり行政の中でどんなふうに市職員の管理職の率を上げていくのかということは、庁舎内である程度そういう取り組みに向けて努力されているのかどうかということをお聞きしたいです。

それからその次のページですね、39ページの方の下から四つ目のマスですけども、DVに対する教育というのは小学校、中学校において23年度、0%ということになっていますね。ということはこれまで全然行われてこなかった、それが将来的に29年度には100%になっていくという目標を立てておられますけれども、今までこのDVというものは、男女共同基本計画の中ではあまり出てこなかったものですけども、これに対してまったく取り組まれなかった理由というもの、それを踏まえた上で100%の可能性にどうもっていくのかというところをお聞きしたいと思いますね。

以上です。

【会長】四つありましたね。事務局、追って…。

【事務局】特に評価指標の件ですけども、今回のプランを作成するに当たりまして、重点項目ということで基本目標に三つくらいですね、力を入れてやる指標を設けようということで、今回この指標をあえて作業部会の方でも色々と検討も願いまして、うちの方でこの分を今回新たなプランの

中に入れていきたいということで入れさせていただきました。

特に、今委員のおっしゃいました、市役所の中の管理職の登用ということにつきましても、特にうちの方では、市役所の中につきましては、審議会さんの委員、並びに、当然審議会の委員さんにつきましては3割ですね、女性の委員を入れてくださいよということで、そういう形をお願いしておりますし、管理職につきましても、市長を筆頭とします推進本部の中で、そういうことについては市役所が率先して、その分については登用していくという形で、それをしっかりと入れていくと、そういう形でやって行きたいと思っています。それから、男性職員の育児休暇・介護休暇につきましても、市役所にとっても、現在、男性職員は取っていないという状況ですので、この分についても2パーセント、5パーセントという形で目標を作ってますけれども、あくまでもこの分についても率先して担当所管としまして、こういう目標設定をしました。

小・中学校のDVに関する教育につきましても、特にデートDVという形につきましては、中・高生、そういった分についても、デートDVもですね、DVに含まれると、そういった部分についても今後、教育と連携をとりながら、研修とかそういう教育の場を持ってほしいと。今現在、0パーセント、それが100パーセントということもあるんですけども、あくまでもこういうことは、全小学校・中学校でこういった部分を取り入れていくんだという、そういう部分の、あくまでも目標という数字でございます。ちょっとなかなか回答になったかどうか分かりませんが。

【会長】22ページの下から二つ目の黒丸については、川西市中小企業勤労者福祉サービスセンターに入って、そこで健康診断だけでも、そういう経緯をたどらないで市自身が支援をできないかということですかね。

【委員】この健康診断というのは、加入すれば市の補助を受けて健康診断が受けられるというものですけれども、これが果たして男女共同参画と関係するかどうかという、ちょっと疑問なんです。それで、これは中小企業の支援の立場の施策ですのでね、やっぱり女性就労を支援していくという部分であれば、もっと事業者インセンティブが働くような方法というものを考えていくべきではないかと思ったんです。ですから報奨制度といいますか、女性の正規職員が多い事業所に対して何らかの形で報奨制度をあげていくような、そういうような取り組みができないかなということをおもうんですけども。

【委員】目的が2種類だと思うんですけどね。就労してもらおうというインセンティブのお話をされているけれども、既に働いているんだけどこういうサービスを受けることで、さらに就労の状況がよくなるよというインセンティブとして捉えるならOKなんですよね。

【委員】そうしたらこれは被雇用者に対するものですか、それとも事業者に対するものですか。

【委員】うーん、その辺が謳ってないんでね。

【委員】市内事業者に対してとありますのでね、事業者に対して就労を…。

【委員】女性の立場を、それに入ってもらおうと健康診断を受けやすいので入ってあげてくださいと、こういうお話なのかしらと僕は。

【委員】それは女性だけじゃなくて男性もですけどね。

【委員】そうそう、男性も。

【会長】両方でいいんじゃないですか。女性に対しても男性に対してもライフステージに応じて健康に取り組んでもらうということは謳われているわけですから、意味は入ってると思います。

【委員】雇用促進なのか、サービスを増強するのかというこの…。

【委員】働く場における男女共同参画の促進という項目に入るかな、どうかなと思ったので。

【会長】一番最後の、健康を維持してとありますね、一番最後の方ですよ。そこで私は入っているとしますけれども。

それで各事業所も出されるに越したことはないと思いますね。

【委員】もちろんそれでもいいですけども、用語解説の方では、健康診断のほか旅行補助とか、いわゆる厚生事業ですね、それが入っているので、広い意味では健康なんでしょうけれどもね、健康だけでもないような感じで書かれていますから、49ページ、50ページ、この用語解説の方ですね、健康のこととしているというでもないですね。もうちょっと書き方の問題かも知れないですね。

【会長】暮らし全般に関わるからですね。

【委員】男女ともに働きやすい職場にするためとかね、何かそういう。

【委員】委員が言われているのは、雇用を促進するための施策を考えてくれよということですので、これはこれで残しておきながら、それはそれで別のものがあつたらいいのと違うかなと僕はちょっとそう思ったんですけどもね。

【委員】そういう部分がどこかにありましたかね。

【会長】女性の雇用促進ですか。

【委員】はい。

【会長】次の基本課題6のところにありますか。2番目の黒丸のところ、特に男性の長時間労働は恒常化しており、パートナーである女性の社会参画を困難にしていると。ここところは、社会参画というのは私、就業継続とはっきり書いた方がいいと思うんですね。女性も男性も同じように就業を継続できるという。ですからそういうことがワーク・ライフ・バランスの目的でもありますし、男性の長時間労働の問題と、そして女性の就業継続ということを促進するということがここに書いてあるんじゃないでしょうか。

【委員】今おっしゃっている就労ということからいけば、やっぱり基本課題5のところどこか書く必要はあるんでしょうね。1番目とか、あるいは3番目のところには若干書かれていることは書かれているんですけども、ちょっと今おっしゃった具体策としてはやや抽象的だというご意見だろうと思うんですよね。

【会長】そういうところを付け加えますかね。女性の就労促進というようなことをもう少しくっきりと。

【委員】ですけど、前回の部会で委員がおもしろいというか、興味深いことをおっしゃっていたと思うんですけども、女性を積極的に雇用した事業者に対してはシールが何かを、看板に張れるとか、何かそういうことをして促進していったらどうかというようなことをおっしゃっていたと思うんですが、それが今委員がおっしゃった報奨制度とかあると思うので、なのでそういうような方法で奨励していくということは謳えるかなとは思いますが。

【委員】何かを働きかけていきます程度のことは書けても、何々やりますとは書けない。

【委員】そうですね。そういうような促進に関して、事業者に対して働きかけをするという部分はほしいわけです。

【委員】そうそう、それはいけると思うんですよね。

【委員】そこを本当は補助金というか、視点のためのもう少し具体的なあれはほしいですけども、本当にそこが予算との兼ね合いで、どのような形になるかは知れませんが、やっぱりそういう部分である程度評価していくということがほしいなと思います。

【会長】顕彰制度は川西市にはまだないんですか。

【事務局】報償金みたいな要素ですね、ないですね。

【委員】国レベルでは、今もやってるかどうか分かりませんが、確か厚生労働省が母子家庭の母親を積極的に雇用した企業に対しては幾らか助成金を出すとか、そういうのはやってるか、やっていたかだと思うんです。

【事務局】国の制度ですね。

【委員】はい。なので、だからできないことはないと思います。

【委員】そういうことをするというのは企業としての、事業者としてのイメージアップじゃないですか。いつもいい回転していく材料になる。

【委員】委員のやっておられるお仕事の間では、どちらかという男性よりも女性の方がたくさんいらっしゃいますよね。だからと言ってそこにあげるとことでもないんですけども、なかなか女性が雇用されない状況の中で、そういう事業者に対して報奨とかね、ちょっとご褒美を。

【委員】なかなか難しいかも知れない。うちは女性が多いですよ、本当に。成り立たないですよ。

【会長】それはやっぱり雇用の問題だけではなくて、労働環境が男女共同参画の理念にそっているかどうかという問題で、顕彰なり報奨をつけるなりということだろうと思いますね。

顕彰もないんですか、川西市は。報奨はなくて顕彰だけ、それだけでもかなり勇気づけられるというか、まあ目立つし、市政ニュースなどに出てね、ということはありませんよね。

【委員】りんどう賞くらいじゃないですか。

【事務局】りんどう賞はそういう意味で・・・。

【委員】りんどう賞はそういう意味では、その分野で表彰するという対象には使えるわけですよ。

【事務局】企業に対してのそういうことというので。

【委員】いや、企業に対してはそれはちょっと、言い方だと思いますけどね。

【委員】今、委員がおっしゃったように、私、雇用にこだわってましたけれども、就労率を上げるということよりも、もちろん率も上げてもらいたいですし、職場における女性の職場環境というが男女共同参画ですね、女性のみにかかわらず職場でも男女共同参画の促進のとらえ方と実行をされている企業ですね、そういうところへの報奨ですね、それがあつたらいいだろうなと思いますね。

【委員】先ほどから話を聞いていますと女性の就労促進って、数的に女性が多くなればいいのかそういう話でもなくて、例えばよく農家とか自営業者の問題として指摘されるのは、結局女性も男性も同じように働くだけけれども、お金の管理は男性がやっていて、女性の方はほとんどただ働き状態とか、下働き状態とか、あとは女性のいわゆる二重労働ですね。外では肉体労働とか、男性と同じように働いて、また家に帰れば家事育児が待っている、介護も待っている、こういうようなことが問題視されているので、その辺をしっかりと指摘して、そういうところを、例えば冊子でぱっと配るとか、情報交換のツールとして何か使うとか、そういうことも大事だと思うんですよ。それが当たり前じゃないんだということですね。

【会長】そういうことも書き込む。ちょっと曖昧にされているんじゃないかということもきっちり書き込むということが大事だと思います。

【委員】今、ご意見聞かせていただいたんですけども、皆さんのおっしゃる通り、ニュアンス的なことはやはりとらえ方の違いと言いますが、書き方の違いとかで非常に意見交換されてましたけ

れども、今やっぱり皆さんおっしゃる通りで、雇用の仕方、とらえ方とか、環境の違いとか、やっぱり企業によって女性が働きやすい職場であったりなかったりする場合がありますので、それの方もやはり今の就業率といいますが、それを少しでも上げていくのも、会社としてこれからの考え方かなと思っております。

【会長】はい、ありがとうございます。では、どなたでも結構ですから意見をどんどん出してくださいませうか。

【委員】19ページの基本課題3の黒丸の三つ目なんですけれども、自治会、コミュニティ、NPO、会長さんの女性の割合は依然として低い、これは事実なんですけど、役員さんという話になってくると圧倒的に女性の方が多いような気がするんです。実を言うとうちの自治会は、僕以外はほとんど女性の方なので…。

【会長】役職ついているんですか。

【委員】役職ついています。ですから、逆に言うと役職の、いわゆる会長と言われると男性が圧倒的にまだ多いのは事実です。表に行く、いろんな人に会う、これを女性の方は嫌がられるケースがあって、そんなん気にしなくて行っていただきたいんですが、とにかく男性が多いです、今のところ。でも、副会長、書記、会計さんとなるともう圧倒的に女性が主流を占めているので、この表現だと役員を登用していないような受け取り方をしてしまうんですが、いやいやとんでもない、いなければ成り立ちませんよというのは明明白白だと思うんですけれどもね。

【委員】それは女性の名前でもう役員になっているんですか。

【委員】そうそうそうそう、もちろん、もちろん、もちろんですよ。逆に言うと、中井委員さんなんかもよくご存じですよ、PTAはもう女性がいなければ絶対に無理ですよ。逆に言うと男性が出てこいという話なくらい女性ですね。

【会長】なんでも、会長は男性になってしまうんでしょうか。

【委員】不思議。

【会長】本当に不思議ですね。

【委員】長いことコミュニティをやったんですが、やっぱり役割分担だと思います、男女の。やっぱり女性はサポートするという立場を維持をしていっているような気がしますね。この役員登用も積極的というのではなく、ここにも明確に男女の差が出ているような気がします。

仕事、きれいに役割分担という形で、流れ、はい。

【委員】お茶くみもね、あれはやめるべきだと思います。

【委員】そういうのはやめました、うちは、はい。しっかりやめました。

【委員】お茶くみは、もううちはしないです。

【委員】でもまだやられているところもたくさんあると思います。

【会長】だから役員という言葉も消しちゃって、会長にやっぱり登用するというふうにはっきり明記した方がいいですね。

【委員】PTAは逆ですからね、完全に逆転ですから。女性しかいませんからね、今や、会長。ただし、都心部にその傾向が強い。まだ過疎地、過疎地という表現は悪いのかな、人口の少ないところとか、まだ地域が一体化しているようなところは男性が多いです、会長は。

【委員】いわゆる新興住宅地と旧市町との違いなんですね。

【委員】そうですね。だから、コミュニティの形成の形が、地域と完全に一体化されているようなところは男性が多いんです。

たぶん、こういう意識の差も多少はあるのかなという気はしているんですが。都市部は今は女性が圧倒的です。

これは逆に言うと、女性の労働と男性の労働の差がそのまま形になってきているケースでもあると思いますけれども。でも、最近では、PTAの会長をされる女性でも、ほとんどが働かれていますので、PTAのあり方そのものも今は形が少しずつ変化してきているのが実情ですね。

【会長】ここのところは、そうしたら。

【委員】表現は少し変えてもらって。

【事務局】今おっしゃったように、そう意味ではね…。

【委員】教育という部分は男性の、でも参加もぎょうさんあるけどなあ。ちょっと違うんかも知らない。

【事務局】団体によってちょっと違いますけれども、確かに自治会長なんかも、市内で140ちょっとあるんですけれども、大半というよりも大体ですね、女性の方はごく少ない。

【委員】会長はね。

【事務局】会長はね。

【委員】役員さんは調べてないでしょう。

【事務局】役員さん、そこまでは、はい。

【委員】役員さんの出してもらったらすぐ分かるじゃないですか。

【事務局】またコミュニティについては、おっしゃったように、女性の会長さんも、13コミュニティのうち4人の方が女性の会長さんで。書記とかね、会計さんは…。

【委員】副会長の構成とかね、いっそのこと、こういうことを謳うんだったらまずアンケートを取りはったらいいんです。その方が話が早いです。

【会長】実態を把握するという必要ですね。

それは数値目標にも書いていますね。自治会長、目標15%、少ないですね、これね。目標15%というのは。

【委員】これを上げていくということですね、地域に対する働きかけが必要ということになりますね。

【委員】そなん言うの。

【委員】それはどうやってしていくのですか。

【委員】そうそう、現実感がね。

【委員】これは私も を付けてるんです。どうするのかなと思って。

【委員】どうするのかな、女性の会長、やってくださいって言って。

【会長】やっぱりこれはコミュニティワーカーというか、この間話が出ましたけれども、その人たちの意識を高めるということもあるでしょうし、やっぱり女性自身が自分がやると言いたさないとダメですよ。女性の意識改革も非常に必要ですね。

【委員】必ずしもそこに数値目標を、女性会長を出さなくてもいいのじゃないかしらと思ったりはするんですね。数値目標でしょう。

【事務局】数字で分かるようにということで入れたんですけれどもね。これは別に自治会でなくてもいいんですけれども。

【会長】コミュニティワーカーというのは、委員、男女共同参画の推進であればその理念を地域に浸透させていくようなことも担われるのがコミュニティワーカー。

【委員】いろいろ相談にのりながら刺激を与えていくという、そういう役割があるだろうと思いま

すね。ですけど押しつけることはできないですけども、これはね。

【委員】例えば説明に自治会に行くのを、全自治会に1年に1回行きますとか。この男女共同参画ということについて説明に行くとか。その数を目標数値にあげていけば、これは分かりやすいんですよ。そういうことをやればちゃんと働き掛けているんだね、数値目標として達成しているかしていないかは、これは本当に働かれているかどうかよく分かります。

それが女性会長になりましたという形が、本当によくやりましたという話では僕はないと思うので、だから動ける範囲のことを書かれる方が、非常に分かりやすいんじゃないかなと思います。

【会長】それでは、その辺、表現をちょっと工夫して、手を加えるということ。

それではお待たせしましたけれども、分科会にも出席の委員の方もどうぞ、まだ訂正するところがまだあると思いますので。

【委員】言葉の解説のところですね、問題提起したんですけれども、46ページのところの24が、人権教育のための世界プログラムでないものが書かれているんだけど、ここでわざわざ国連持続可能開発のための教育の10年を出された理由は何かありますか、事務局の方として。本文の方にどこか、それはなかったですかね。

【会長】どこかに一カ所あったと思いますね。

【委員】持続可能な社会の構築か何か、その辺で国連の話が出ていたと思うんですけども。

ごめんなさい、それは用語解説の24の方で出ているんでね。

【委員】ええ、だからここだけポツと出てきているので。

これは間違いなんですけれども、国連持続可能な開発のための教育の10年の説明として。これをこう書かれたということは、どこかにそれがあったのか。

【会長】8ページにも出てるんですね、国連持続可能な開発のための教育の10年、8ページの真ん中あたり。

【委員】だからワーク・ライフ・バランスのことで書かれているということですね。それだったらワーク・ライフ・バランスとは関係づけられないことはないですよ。そうしたら解説にもう一つつけ加える必要があるということですね。言い換えると、46ページの24は国連の持続可能な開発のための教育の10年にしてもらって、人権教育のための世界プログラムについての説明は、もう一つ新たにさせていただくということですね。

【委員】確認ですけども、7ページの(1)で、積極的格差是正政策、ポジティブ・アクションの方を書いておりますが、確認なんですけれども、かつては積極的差別是正、格差ではなくて差別の方がよく使われていたと思うんですが、これも格差でいいのかどうかということと、またここではポジティブアクションの方、欧州ですね、ヨーロッパの方でよく使われる言葉ですが、アフターマティブ・アクションというのはアメリカでよく遣われますよね、これ、ポジティブアクション

の方を採用されているということでもいいんですね。その辺は、何らかの区別をされていて、こちらを故意に遣われているということでもいいんでしょうか。

【事務局】今、手元に現行プランがあるんですけども、そこでは既に今委員おっしゃられた積極的格差是正政策という表現になっておりまして、これまで、今第2次のプランであるわけですけども、ここに明記しております六つの項目について進めてきたということが書いてあるんですけども、そこに既に積極的格差是正政策（ポジティブ・アクション）の推進となっておりますので、それをそのまま踏襲させていただいております。

【会長】よろしいですか、委員。アフーマティブとニュアンス、違いますか。

【委員】アフーマティブの方がアメリカの方でよく遣われていて、ポジティブ・アクションの方がヨーロッパの方で遣われている。国連とかOECDなんかはどちらが遣われているのかというのは、その辺は確認が必要だとは思うんですけども。

あと積極的差別是正なのか、格差是正なのか。どこかからかたぶん出てるとは思うんですけども、例えば国レベルはどちらを遣っているとかですね。すみません、以前気がつかなかったんですけども、確認が必要だと思って。

【会長】アメリカの受け取り方とヨーロッパの受け取り方とニュアンスがどこか違うんですか。

【委員】どうなんですかね。

【委員】よく分からないですけどもね、ヨーロッパでは割合にポジティブ・ディスクリミネーションという言葉をよく遣ってて、つまり差別をなくすための積極的施策というものをポジティブ・ディスクリミネーションと言ってきたんですよ。日本でよく間違われて積極的差別なんて訳している人がいますが。だからポジティブという表現というのはヨーロッパでいるんですよ。ただ、応用範囲が広い、それだけに逆に言えばインパクトが弱くなるかも知れないというね、両面あるんだと思いますけども。

【事務局】国の第3次の男女共同参画基本計画ではポジティブです。

【会長】ポジティブですね。ポジティブの方がよく知られています。

【委員】積極的格差ですか。

【事務局】積極的改善措置です。

【会長】そうですね、改善措置ですね。
それでは他に。

【委員】細かい話なんですけれども、今のところが目についたんですが、(1)の次の(2)です

が、固定的な性的役割分担意識、よく我々性別役割分担意識ということを書いてきたんだけど、性的役割分担というのは何か違う意味が入ってきそうな感じがして。

【会長】これ、性別ですね。

【委員】ですよ。

【会長】ですね、性別ですね。

【委員】性的役割分担意識というのちょっと違った意味がね。

【委員】すごく細かいことですが、8ページの(6)で、本文の方ですけども、男女とも、生き生きと生きることができるためにはというところで、生き生きは平仮名で統一ですね、他のところは「いきいき」となっていますので。

それとあと、そのところなんですけれども、超高齢社会を迎える中で次世代につなげていける持続可能な社会を実現するためにもって、これは以前私がちょっと言ったところを入れてくださっているんですが、何を次世代につなげていけるのかですが、目的語が、これはいいんですかね。

【会長】目的語ですか。

【委員】はい。

【会長】持続可能な社会を、なんですよ。

【委員】えっ、次世代につなげていけるといった場合に何を次世代につなげていけるんですか。

【委員】端的にはあれなんだろうと思うんですね、次世代にバトンタッチできない状況がきてしまっている、社会と言うか、もっと言えば地球そのものが。そういう意味なんだろうとは思いますが、しかし確かにこのままずっと読むと、何が持続可能なんだんという疑問は出てくるんでしょうね。だから今のを言えば、超高齢社会を迎える中でこの社会を次世代につなげていくことができるんだらうかという意味合いなんだろうとは思いますが、しかしね、そこまでいくと非常にオーバーな表現というふうにもとらえるかも知れないし。確かにちょっと分かりにくいですよ。

【委員】よく環境問題とか社会保障制度とか、そういうときにはよくこれは使われますけれども。

【委員】環境問題だけでもないというね、いろんなものが入ってくるから。

【委員】ワーク・ライフ・バランスという項目の中での持続可能性というものはどこになるかと、どういうふうになるかということですね。

【委員】調和の社会を言っているのだと思うんですけども。

【会長】調和のとれた生活を次世代につなげていける持続可能な社会。

ワーク・ライフ・バランスが実現しないと持続可能な社会は実現しないんですかね、これからは。ですから、ワーク・ライフ・バランス…。

【委員】言い回しがすごく複雑ですよ、超高齢社会から後ろが。重文なのか複文なのか全然分からないような。どこがどこに係っていくのか。

【会長】強いて言えばワーク・ライフ・バランスを次世代につなげていける持続可能な社会ですかね。だけど限定してしまうと、もっと何かね、もっといろんな要素がいっぱいあるよということになるんですけども。

【委員】そこばかり言ってますと、最後、生活と仕事のバランスという、結局またそこへ。

【会長】そうですね。

命をというような意味ですかね。超高齢化社会を迎える中で、しんどい若者が随分…。ちょっと余りに超抽象的です。ちょっとここ、考えましようかね、考えてみないと。

【事務局】基本的にはこの文書は前の文書で掲載しています。現行プランで掲載してまして、前の作業部会のときにご指摘がありましたので、ちょっとだけ1行くらい加えたんですけども、そもそも文書が分かりにくいのではないかなと思っているんですね。変えてよろしければ変えさせていただきます。

【会長】そうですね。

【委員】あとほんと細かいことですけども、21ページの本文の下から5行目ですけども、優先したいと考えているのにとあるんですが、「のに」っていいのかなと。「いるにもかかわらず」とか。

【会長】そうですね。

【委員】あと22ページで、基本課題5の黒丸の三つ目ですが、これも新たに入れていただいたところでとても大事な部分だとは思いますが、その3行目で就業活動に失敗した若者が自殺する例も急増していますと、実際の話を書いているのですが、その前に精神疾患とか、うつ病なんかというのによく言われていますので、そのような文言が何か必要かなと。

【委員】ちょっとその辺がね、いつどこだったか問題になったんですけども、うつ病というものが自殺というものに直結していいのかとかですね、現実にはあるかも知れないけれども、ここに書いてしまうことが、それで自殺の原因がそれがという…。だからもうちょっとうつ病という書き方ではなくて、心理的な不安定とかね、そういう表現にすればいいんだろうと思うんですけども。

【委員】それから西尾委員、お聞きしたいんですけども、25ページの上から3行目に母性機能というのがあるんですけども、これはいいんですか、母性機能。生殖機能ですよ。これを母性機能と言う、まあ母性機能には違いないんですけども、こういうところで母性機能って、何かやっぱり忘れていたことをもう一回損したような感じですよ。これは西尾委員にお聞きしたい。

それから母体保護法という言葉はあるんですか。何とか保護法とうのはあるんですけどもね、優生保護法。

【委員】母体保護法に変わったんだと思います。最初、優生保護法だったんですけども。

【会長】じゃ、これは なんですな。

【委員】これはOKだと思います。もう1回確認が必要ですけども、産婦人科医で母体保護法の認証を受けているかどうかとか、何かそういうことがあったと思うんですけども。優生保護法はちょっとまずいということで。

どうなんでしょう、母性機能。

【委員】たぶんね、これ母性というふうにやってしまうと問題になって、すべての女性が産まないといけないという、だからその中で確か機能という言葉が入ってきたと思うんですね。女性に母性機能を持っている面があるという。ただ、その言葉が妥当かどうかということは、その論議の時とまたちょっとズレてますから、今日的にはどうなのかちょっと私もその辺のところは。

【会長】機能でいい。女性性の機能。

【委員】「女性の持つ」というのが前にあるので、機能だけでも。

【会長】そうですね。女性の持つがあるから機能だけでもいいや。ちょっとこれは西尾委員にお聞きしようと思いました。

【委員】私も母性機能は引っかかりますね。

あとすみません、気がついたのが、具体的施策・主な指標・用語解説の方で、一番最後のジェンダーバイアスの説明で、ここだけが文書があまり切れていないんです。すごく句読点が少ない。「性別により数量的な偏向状態があること、」とか、そのあとの「起因すると捉え、」とか。

あと45ページですが、その前に44ページの14番の積極的、ここも直さないといけないと思うんですけども、ちょっと分からないですけども、下から3行目で「女性の登用のための目標の設定」でいいんですかね、目標「値」の設定、どちらですか。目標の設定でいいんですかね。もしも本当にクォータ制ですよ、割当て制とかそういうのを入れるとか、そういった意味で使っておられるなら、これは目標値になると思うんですが。漠然とした目標なのか。

【会長】目標値ですか、これ。

【委員】値なんだろうなと思って。

【会長】値ですね。

【委員】そこが気になったのと、あとこれも細かいですけども、45ページの17番、エンパワメントのところで、「国連女性開発基金代表ノイリーン・ヘイザーさん」になっていますけれど、ここは「氏」ですか、「さん」じゃなくて。

あとほんと細かくてすみません、48ページで、2行目と3行目は行間一つ開けてください。

あとごめんなさい、51ページ、48番のドメスティック・バイオレンスのところで、『ドメスティック・バイオレンス』とは何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、これは要らないのかなと。実際、確かに揺れている部分はあるんですよね、レズビアン同士のカップルとか、ゲイ同士とか今いろいろありますから、男性から女性への暴力と一概には言えないんですが、ここでわざわざこれは要らないなと。

以上です。

【委員】文書云々ではないんですけども、お聞きしたいんですが、市民という捉え方は、いわゆる在住されている市民ですよ、住んでいらっしゃる市民ですよ、それと働きに来られている方も市民ですよ、それから学校に来られている方、市民ですよ、それを全体的に、住んでおられる方が16万としたら、どれくらい人口的には捉えられているんですか。出て行く数は住んでいらっしゃるんですから、このプランの対象になるわけですよ。このプランの対象はいかばかりかという世界を、分かれば教えてください。

【委員】それは分かるのか。

【委員】そこまで意識したプランですよということになりますよね。そのところが大事じゃないかなというふうに思うんですけども。

【会長】いろんな実態把握が必要ですね、数を含めて。

【委員】いわゆる事業者に対する訴えかけがあるならば、その実態はどれくらいあるのか、他市から学校へ来られている方も市民としての捉え方をするわけですから、一般的なニーズではないということの捉え方を大きく見て、しておくべきじゃないかなと思いました。

【委員】会長、3回も随分言わせていただきましたけれども、最後にいいですか、この図。ここにこだわって申し訳ない。まだ何かやっぱりちょっと足りない。これはまだ外に出されるか分からないという話でした。イメージというのは人の記憶にずっと残るものであるということで、そこをもう少し考えていただきたい。

中のことを読んでいって、それがどこまで残るかというのはすごく曖昧ですけど、イメージ図って結構頭にしっかり残ってきますので、もう少し検討していただきたいなというふうに思います。よその審議会の会議の時も、イメージ図にはかなりこだわって、いろいろ言ってますので、やっぱりいいものにしていただきたいなと。

【事務局】具体的にどんなところが。

【会長】どんなところが、どういうふうであればいいんですか。

【委員】イラスト的ではないなというのが一つあるんですけども、やっぱり、脳の働いてそうですね、絵で見るところと文章で見るところと違って、それが両方重なったらしっかり頭に入るというのがあって、これだけだったら、何となく絵は寂しくなって、文章だけになるんで、何となく残らないなと思うんです。どうしたらいいかなとすごく悩んで、でもさっきいただいたばかりなので、ちょっと自分の中でまだ全然出てこないんですけど。また行きます、1回、図に関しては、もし、残されるようでしたら。でもなくなる可能性もありますよね。必要がないという可能性もあるので、その辺はもうちょっと自分の頭で整理します。

【会長】ありがとうございます。他にありませんか。

【委員】先ほど、具体的施策の方の39ページで、DVのところですね、基本目標5の「DVを受けたとき、どこかに相談した人の割合」というのと、それと「小・中学校でのDVに関する教育を実施した学校の割合」なんですけれども、これはデートDVも含めてということですか。小学生、中学生、まあ小学生はあまり関係ないかなと思うんですけども、子どもたちに対してはデートDVということも必要ですけども、家庭内で保護者のDVを見ているところもあると思いますのでね、そういうところの指導をされるのであれば、相談機関というところに対してもしっかりと教えてほしいなと思います。その部分が、パワーハラスメントに対しては言及されている部分がありましたけれども、DVに対しての相談機関というものがこの中に入っていますでしょうか。

【委員】子どもがDVを目撃した場合、子どもが相談できる場所ですね。

【委員】そうですね。

【委員】と言いますのは、酒害という問題がありまして、両親のアルコール依存症を目撃した子どもたちがどこに相談を持っていけばいいかという、そういう啓発をされているグループがあるんですね。ですからそれと並べて、同じような家庭内でされているDVの状況を、やはりそのことによってスポイルされる子どもも多いですし、将来的にそれが世代間伝承みたいなことになっていく恐れもありますので、そこら辺が、学校内で相談するというのではなくて、それかといってオンブズでもないですし、そういうところをちょっと入れていただけたらなと思います。

【会長】子どものことは書いてなかったですね、特に。

【委員】学校教育でそういうことを行うのであれば、そこまでフォローしていただきたいなと思います。

【事務局】先生方にそういう相談があった場合に、どういう対応をするかということですね。

【委員】学校の先生には相談しないと思います。

【会長】スクールカウンセラーというのは。

【委員】そうですね、スクールカウンセラーがそうですね。

【会長】保健の先生とか。

【委員】そこら辺がね、そういう相談をしやすいような部分というのをやはり入れていただきたいとは思いますが。

【委員】子どもたちは身近なところには相談しないですよ、今おっしゃったようにね。いろんなツールを知らしておく必要がある。

【委員】ちょっと確認なんですけれども、こちらの用語解説の方ですね、45ページなんですけれども、17のエンパワーメントですね。この「力をつけること」を前回、「潜在的に持っている力を伸ばすこと」に。

【委員】そっちは直してもらったんですけども。

【事務局】直し忘れです。すみません。

【会長】数値目標は、それぞれの基本課題の文書が終わったところの空白に数値目標を入れていくということを提案したいです。数値目標、その課題の中に入れていく。

それから後ろからいきますけれども、35ページの施策の方向のところ、庁内推進体制の整備と評価指標による進行管理なんですけれども、庁内推進体制の整備という言葉は何回も出てくるんですよ。インパクトがありませんので、庁内推進体制の整備・強化と評価指標云々、それからその次の男女共同参画センターの周知徹底と機能拡大というのがあるんですけど、男女共同参画センターは市が委嘱されているわけで、機能拡大といっても具体的にどういうことがよく分からないので、周知徹底と社会教育機関、その他の諸団体との連携強化というふうにさせていただいて、公民館とかですね、図書館とかですね、そういう所ともしっかりと男女共同参画センターは連携してやってほしいと思います。お互いに生かし合えるような感じで。

それから一番最後の男女共同参画のモデルとなる庁内体制の整備なんです、ここも。だけどこれは庁内で、庁内の男女共同参画のモデル化といいますか、庁内自身を男女共同参画のモデルにするということなんです。ですから、いい言葉が見つからないですけども、庁内男女共同参画モデル化の推進か促進か、そういうふうにはっきりと書いていただいたらいいと思います。

それから30ページの施策の方向なんですけれども、各種相談窓口の充実への市民の周知って、これもDVのところでもお話が出たんですけども、窓口を一つにしないと二次的被害を受けてしまうので、窓口を一つにして、そしてその窓口を周知徹底するという、各種相談窓口の充実というよりも、窓口を一つにする、そしてそこからパッとちゃんと庁内で連携して、ちょっとここも書き直していただきたいのと。

それから、23ページですけれども、施策の方向の4番目なんですけれども、ここも庁内推進体制の整備なんです。ここは先ほどの推進体制のところと同じなんですけれども、要するに率先して庁内でワーク・ライフ・バランスを推進していくということなので、庁内における率先、ワーク・ライフ・バランス推進の率先というか、率先を促進するという、そういう、まあ先頭を切ってやってくださいというふうに書いてくださらないと、ちょっと言葉があまりにぼわんとして、的確でないかなと思いました。

それから19ページの施策の方向のところ、公的審議会という、公的というのはあまり聞かないんですけれども、私的審議会がある…、審議会がいいんじゃないかと思ったりもするんですけれども、それと委員会というのは懇談会でも審議会でも、いろんな委員会は一切委員会になると思いますので、審議会等がいいんじゃないかと思います。

それです、時間があと15分、ちょっとあまりないんですけれども、時間があるので申しあげていいのではと思うんですが、もう時間がなくなったら事務局にあとでちょっとお話ししようかと思ったんですけれども、今頃になって大変恐縮なんですけれども、第1章から第3章までの前文のところなんですけれども、私は改めて文書を推敲した上で全体を見た場合に、ここはちょっといろんな意味で不都合があるんじゃないかと思いました。

それで第1章 第3次男女共同参画プランの策定についての中にですね、策定の趣旨と背景なんですけれども、このところの見出しの言葉が非常に固苦しいんですね、全部、とても固苦しいんです。それで第1章は策定について、そしてローマ数字の で策定の趣旨と背景ということで、次のページ、3ページくらいですね、それを趣旨と背景ということで一括して書いてくださったらどうかと思います。それで小見出しのような形で世界の動きとか、川西市の動きというのを書いてくださったらいいと思うんですけれども。

それからローマ数字の にですね、この10ページの計画の概要、計画の概要というのも難しい言葉ですので、計画の位置づけですね、計画の位置づけというのを第1章の にもってくる。それから5ページに戻りまして、第2章として本当にここから具体的な内容に入るので、第2章として基本的な考え方ですね。この基本的な考え方という見出しが、第1章と第3章の間に挟まって目立たなすぎるので、そこは第2章、基本的な考え方というふうにして、ちょっとハイフンでもして目指す社会というふうな副題をつけるというか、目指す社会はこんなもんですよという、それくらいつけたらどうかと思うんですけれども。それでローマ数字の で、これまでの実績と今後の課題ということで、書いたらいいと思いますが、これまでの実績と今後の課題というのがこのところにずっと書かれているんですね。で、次のページも小見出しがついて書かれているんですけれども。基本理念と重点課題というのは、ですから基本的な考え方の中のローマ数字の ですね、それでそのこのところに、前のプラン、後期実施計画は基本法ができたあとにできましたから、基本法を踏まえて次の六つの基本的な考え方が示されましたと。それで基本的な前回の計画がこれだけあったわけなんですけれども、基本理念と重点課題という見出しがついてたら、やはり基本理念と重点課題というのをぱっと出さないといけないんですけれども、そのこのところはもうちょっと考えたらいいんですけれども、一番最初の文章の3行目に、次の六つの基本的な考え方が示されましたと、前回の計画です。そして9ページ一番上の1行ですね、これが六つの基本的な課題にDV、ドメスティック・バイオレンスの根絶を加えて、基本理念と四つの重要課題を定めますという文書をこの次に入れて、あくまでも基本課題と重点課題の決定、まず七つの基本的な考え方をここに示して、そして基本理念を書けば、それでそれに続いて基本理念を書けばいいですね。基本理念は何か太い活字になっていますけれども、やっぱり活字のポイントは、大きさはもうちょっとほかの部分と同

じょうな字の大きさでいいと思いますけれども。そういうふうに、1、2で、10ページは1章に入ります。それから3章で基本目標と基本課題、このところも六つの基本目標と16の基本課題というふうに書いたらどうかなと思います。そういうことで並べ替えるのを、今頃になって申し訳ないですけども、全体について。5ページの基本的な考え方というのは、何かちょっと全体の中で位置づけが弱いみたいに思いました。第2章というふうにした方が、それが提案なんですけれども。何か土壇場に来て、こんなことを言って。

【委員】一つ、30ページのところで、相談窓口のことを一本化とおっしゃったので、それを誤解されるとちょっとまずいと思うんですね。例えばいろんなところに相談窓口があるのは非常にいいので、それが例えば男女共同参画の視点でどこかにきちんとまとまると、そういう意味でおっしゃったんですね。

【会長】はい、そうです。

【委員】ですからその辺は誤解のないようにしてくださいね。窓口そのものを一つにだけにしてしまうという意味では決してないということですね。

【会長】はい。

6ページの頭のところに評価と課題と書いてあるんですが、評価は全然入ってないので、評価は消さないといけないと思います。

【委員】数値目標に対しての評価は行っていくわけですよ、達成評価というか。

【事務局】進捗状況調査については、はい。

【会長】この評価、全般的な評価なんです。数値目標は前の計画では出てないそうです。これが初めて。

【委員】ああ、そうですか。

【事務局】数値目標はね。施策の評価は進捗状況として…。

【委員】この評価はどちらの方ですか、6ページの方は。

【会長】これは、ですから具体的に書かれてないので消して、なくていいんじゃないですか。

【委員】そういえば前に作るときに随分評価して課題を出していく、そういうスタイルを取ったことがあるんですね。ところが、今回は評価でなはなくて、ぱっと課題が出てしまっている。

【会長】課題が書いてあるだけなので。

【委員】ここで評価というのはなかなか大変だとは思いますがけれども。

【委員】達成度評価というのはどこかになくてはいけないんですか。

【会長】評価は毎年なさっているんですよ。

【事務局】毎年やっております。

【会長】毎年なさってて、公表されているんですか。

【事務局】ホームページに載せております。

【会長】ホームページにね。

結局、こういう課題が残りましたということですよ。

それでどうしますか。やっぱりもう一度、作業部会が必要なのか、それとも訂正していただいたものをもう1回全体会議で掛けるだけでいいか。作業部会の先生方どうですか。今ちょっと部会長がご心配なさってる。

【委員】事務局の方はどんな感じですか。

【事務局】今日、全体審議会という形で皆さん、作業部会の方から報告していただいて、全体の審議会をしていただきましたので、今日いろいろな項目については、ご意見もいただきましたので、今日のご意見をもう一度このプランの中に反映していくことは可能ですので、それをもう一度全体の審議会の方で諮って最終了解を得るといふ、作業部会についてはそこまで、今日言っていた意見だけで済んだら、その分は十分できるかなと思うんですけども。

あと、答申ということですので、審議会からの答申をということで、言葉的にはもう少し語尾的なものについては変えて行く必要があるかなと思ってるんですけども。

【会長】はい。そうしたら次はもう全体会議でいいということですね。そういうことでいたしましょうか。

そのときに、次にたたき台を出してくださるときに、どこが修正されたかアンダーラインを引いてくだされば、どういうふうに変わったかというのが分かるんですけども。どこの部分が修正されたか。

【事務局】次のときはそうさせていただきます。

【委員】送ってくださるときにね、よく訂正のところは赤で送っていただいたり、その辺がパソコンやからその辺が全然問題なくできると思うので。

【会長】それからこの図を入れるか入れないか、皆さんのご意見を聞いておいた方がいいですか。これは前の前のところに1回あったというお話でしたね。

【事務局】その辺、分かりやすいイメージ図ということで、文章だけですので、イメージ図があったらわかりやすいかなということで、ちょっといろいろ考えてみたものなんですけれども。

【委員】ダイジェストみたいなものですか。

【事務局】ダイジェストまではまだ考えてないんですけれども。
これをどこに入れるかということなんですけれども。

【会長】あった方がよかったんでしょうかね、前のときは。市民の方が見てくださるときに。

【委員】市民が見るといふより、委員が頭の整理という問題が一つあるかも知れないですね。関係ですよ、そういうことの。施策というか、目標の関係、そういうことですよ。

【会長】次の全体会までの宿題でいいですね。即断しなくたっていいと思いますけれどもね。
それではぜひこの機会に言うておくこと、次のまでに言うておくこと、これだけは言うておかなければということはありませんか。
それでは会議を終わらせていただいてよろしいでしょうか。

【事務局】日程の方なんですけれども、こちらの修正もさせていただいて、具体的には今月の5月28日にもう一度作業部会を予定するということで計画していたのですが、今日、最終的にはもう作業部会なしで、全体審議会でもう一度諮ろうということですので、その日程的なことなんですけれども、いつ頃がよろしいでしょうか。

(日程調整)

【会長】それでは、一応、6月19日の火曜日18時半からですね。
それでは、できるだけ早く送ってくださるように。

【事務局】はい。

【会長】ご苦労様でございました。ありがとうございました。